

さいたま市立植竹小学校 PTA ホームページ運営規定

第1章 本規定のねらい

この規定は、さいたま市立植竹小学校 PTA(以下「本校 PTA」という)の公式ホームページ運営に関して必要な事項を定める。本校 PTA はホームページの公開に際し、さいたま市立植竹小学校 PTA ホームページ運営規定(以下「規定」という)に基づいてこれを運営するものとする。

第2章 ホームページの公開目的

1. PTA 会員に対して PTA 活動を紹介し、理解を求め、積極的な活動への参加を啓発する。
2. 地域に対して PTA 活動を広報し、活動内容を知っていただくことで、つながりを深め、地域一体となって、子どもたちへの支援や安全確保に役立てる。
3. ホームページを通じて、PTA 会員に有益な情報を迅速に提供する。
4. その他 PTA 活動に必要なことに役立てる。

第3章 ホームページの管理・運営

1. ホームページの管理・運営は、本校 PTA 本部が行い、管理責任者は、PTA 会長とする。
2. 管理責任者は職務を補助するため、ホームページ管理担当を置くことができる。
3. ホームページのデザイン提案および基本部分の作成・更新作業、サーバーの管理については、本校 PTA 役員が必要に応じて本部会または、企画委員会により協議しながら行う。
4. 本会会則等に規定される各専門部は、ホームページの内容の充実に協力するものとする。
5. 発信を希望する者(各専門部 部長)は原稿を電子ファイル(PDF)で本校 PTA 役員に随時提出する。
6. 提出されたファイルの内容は、本校 PTA 本部(必要に応じて学校)が承認しホームページに掲載する。内容が不適切な場合については、発信希望者に対して修正の要請を行い、再度承認する。
7. 広報ブログは、本校 PTA 役員の判断で掲載することができる。ただし、電子ファイル(PDF)を添付する場合、児童等の写真を掲載する場合には、この限りではない。
8. 公開した内容について、PTA 役員は掲載の取り消しを申し出ることができる。
9. ホームページの作成・変更作業等、管理責任者・ホームページ管理担当で行えない場合、外部(業者)に委託することができる。ただし、秘密保持契約は必須とする。

第4章 安全性の確保

1. 本校 PTA 本部は安全性確保のための可能なかぎりの方策を講じることとする。
2. ホームページを編集するためには ID およびパスワード入力を要求する設定とする。
3. 各権限の設定を行う
 - 管理者 ⇒ 管理責任者・ホームページ管理担当
 - 投稿者 ⇒ 本部：記事の投稿や編集、公開が可能
 - 寄稿者 ⇒ 専門部：記事の下書きと編集のみ可能

第5章 掲載の基準

1. 個人情報が含まれるもの、悪用される可能性があるものは掲載しない。
2. 以下に該当するものは掲載不可とする。
 - (1) 児童及び PTA 会員個人が特定できるような写真や記述が含まれているもの。
 - (2) 個人あるいは団体を誹謗中傷する内容が含まれているもの。
 - (3) PTA の趣旨にそぐわないもの。
 - (4) 明らかに事実と反する等、掲載が不適切と判断されるもの。
3. 写真を掲載する場合には、写真に「植小 PTA」と明記し、児童・PTA 会員が映っているものは、全てモザイク(ぼかし)処理を行う。

第6章 ホームページへのリンク等

1. 事前の許可無く当サイトへのリンクを作成することを禁止する。本ホームページへのリンクは、本規定に定める目的のために製作したホームページ上に貼ることができる。
2. リンクを貼る可否は、PTA 本部または、企画委員会での審議を経て行う。
3. 本ホームページのリンク先においても、本ホームページの内容を無断転載等することはできない。
4. 本ホームページのリンクが認められた後も、本校 PTA が不適切と判断するリンクについては、削除をする場合がある。削除については、管理責任者の判断で行う。

第7章 免責事項

本ホームページにて情報を公開するにあたり、児童・保護者・地域の方々・教職員の人権を侵害しないように、また、著作権の侵害にあたる内容についても掲載しないように注意を払い作成しているが、情報の正確性・完全性・有用性等については、誤解を生みやすい記載や誤植を含む可能性がある。その際に生じたいかなる損害に関しても、本校 P T A では責任を負いかねる。

第 8 章 権利の帰属

本ホームページのコンテンツに関する権利(知的財産権)は本校 P T A に帰属する。

第 9 章 本規定の改訂

P T A 活動におけるホームページ利用の進展に伴い、本規定に規定した事項の改訂が必要になったときには、PTA 本部にて検討した後、企画委員会にて承認を受けて改訂する。

付則

本規定は令和 5 年 5 月 9 日より施行する。